

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	建設局下水道部下水道資源循環課 (06-6615-7525)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定施設の設置及び構造等変更の許可
概要	一日当たりの最大量が50立方メートル以上の水を公共用水域に排出する工場又は事業場が、特定施設の設置及び構造等の変更をおこなう場合は、瀬戸内海環境保全特別措置法に規定する申請を行い、大阪市長の許可を得なければなりません。
根拠法令等 及び条項	瀬戸内海環境保全特別措置法 第5条第1項及び第8条第1項
審査基準	<p>1. 瀬戸内海環境保全特別措置法に定める許可基準 第6条第1項第1号 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること 第6条第1項第2号 当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じるおそれがないものであること</p> <p>2. 本市における審査基準 (1) 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第3項の規定に基づき行われた事前評価において、環境に悪影響を与えないこと。 (2) 同法第5条第5項の規定に基づき行われた関係府県知事及び関係市町村長への通知の結果、環境保全上の意見において問題がないこと。 (3) 同法第5条第4項の規定に基づき行われた告示及び縦覧に対し、同法第5条第6項に規定する利害関係者から環境保全上の意見において問題がないこと。 (4) 排出水量および排出水の汚染状態の低減に努めていること。</p>
標準処理期間	90日間
経由日数	なし
提出先	建設局下水道部下水道資源循環課
提出時期	隨時
提出方法	必要書類等は、事前に建設局下水道部下水道資源循環課までお問い合わせください。
手数料	なし
相談窓口	建設局下水道部下水道資源循環課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000007279.html
備 考	